

和泉式部と橘道貞

一 橘道貞との結婚

和泉式部と橘道貞との結婚の時期については、すでに先学により次のように説かれている。例えば、

ア、長徳元年（九九五）説 玉井幸助・『和泉式部日記新註』解題・世界社・昭和二十四年

イ、長徳二年（九九六）説 与謝野晶子・日本古典全集『和泉式部全集』解題・昭和二年

ウ、長徳三年（九九七）説 上村悦子・「和泉式部考」『王朝女流作家の研究』・笠間書院・昭和五十年

などがあるが、その時期は決定しがたい。ただし、確定はできないものの、長徳年間に二人の結婚生活がはじまったと見てよからう。和泉式部の父大江雅致は太皇太后宮昌子内親王の大進であり、また母はこの宮の乳母であつたらしいこと（中古歌仙三十六人伝・尊卑分脈など）——もともと「乳母」説に対して玉井幸助氏は「乳母子」のあやまりかと疑っている（前掲書）——などから、和泉式部は昌子内親王に仕えていたかと推測されている（山中裕「和泉式部」・吉川弘文館・昭和五十九年）。一方、道貞も昌子内親王の権大進を兼ねていた。そうした両者の関係から、二人はたがいの存在を知りようになり、結婚したのであるという考え方が一般的である。しかし、和泉式部が昌子

伊藤 博

内親王の許に出仕していたという事実を証明する資料は現在見あたらないし、道貞が権大進であった時期もさだかでない。たしかに道貞が権大進であった記録は、『日本紀略』（長保元年十二月一日）や『小右記』（長保元年十二月五日）にある。しかし、二人が結婚したであろう長徳年間に、道貞がすでに権大進であったか、また宮家に何らかのかかわりがあったかは不明である。つまり、二人の結婚がいかなる契機によるものなのかは不明といわざるを得ない。そうした事実の詮索はさておき、父雅致の勤務先と夫道貞のそれは同じであったということから（たとえ道貞の勤務時期は不明であっても）、二人の結婚については昌子内親王家の存在を無視することができない。

太皇太后宮昌子内親王が、権大進橘道貞の邸で崩御されたのは長保元年（九九九）十二月一日。山中裕氏は、昌子内親王が権大進邸で崩御されたことも、当時の世相をよく表していると述べ、「長徳・長保年間といえは一条天皇が即位して十数年後であり、今や、道長が内覧（長徳元年）、左大臣（同二年）、道長の女彰子の立后（長保二年）と、道長と一条天皇による身内的な関係は、しだいに高まりつつある時期にあった。太皇太后昌子内親王の崩御が権大進橘道貞の宅であったということも、冷泉上皇の後、朱雀上皇の内親王であったことによる不遇な環境によるものであったためとおもわれる」（前掲書）と説いている。和泉式部とこの宮との直接的なかわりを示す資料は目下

見あたらさない。しかし、たとえ和泉式部がこの宮の許に出仕していなかったにせよ、父雅致から、宮家についての噂を耳にすることはあったろう。また、道貞の権大進の時期と、式部との結婚の時期の前後関係も不明であるが、夫道貞からも太皇太后昌子に関する情報は得ていたろう。さらに、昌子と、女御超子腹の皇子為尊・教道兩親王とのかわりもさだかでないが、為尊・教道兩親王と和泉式部との関係から逆に推測して、昌子と兩親王とはまったく無縁であったとは考えられない。とすると、娘として、妻として、女として生きる和泉式部にとって、その晩年は不遇であった高貴な宮の存在はきわめて重いと見てよい。

道貞との結婚生活は何年つづいたのかこれも不明である。道貞との離婚の原因としては、式部と為尊親王との恋愛事件があげられていたが、これに対して吉田幸一氏は、むしろ原因は道貞の側にあった(道貞の心が他の女へ移っていった)と見ている(『和泉式部』『和歌文学講座6』・桜楓社・昭和四十五年)。後述する予定であるが、和泉式部と藤原公任との贈答、和泉式部と赤染衛門との贈答などは、和泉式部と道貞とのかかわりを暗示している。私家集であるため資料としての限界を考慮しなくてはならないが、微妙に揺れる和泉式部の内心を読みとることができる。

長保四年(一〇〇二)六月十三日に死去した為尊親王との恋愛事件については、疑問があり(藤岡忠美「和泉式部伝の修正―為尊親王をめぐる―」『文学』昭和五十一年十一月)、為尊親王とのことはそれほど道貞に衝撃を与えたのではないかも知れない。例えば、藤岡氏は「為尊親王と和泉式部との間に恋愛関係があったにしても、それは道貞の赴任中に和泉を突然おそった『熱烈な恋愛』とよべる類のものであるなく、まして道貞との離婚の原因になるほどのものでもなかった」
「二人の熱愛説を成り立たせた主要な原因は」「明らかに和泉式部日記のなせるわざであった」と述べている。『和泉式部日記』の虚構性に関する問題は、避けて通ることができないが、このことはしばらくさ

ておき、藤岡氏の説くところの「熱烈な恋愛」はあったか、なかったも、これもまた現存資料から早急に結論を導き出すことはむずかしい。ただし、藤岡氏の説かれるように、為尊親王との恋愛が道貞との離別の直接の原因になっていないことは先述の公任・赤染との贈答歌などからもうかがえる。

為尊親王との間が熱烈であったか否かということよりも、『日記』にある「故宮」への記述―為尊に関する「女」の思いを述べた部分を虚構とすると、『和泉式部日記』の世界そのものを再検討しなくてはならなくなる―に従うならば、和泉式部と為尊親王との関係は確かにあった。しかし、為尊親王との恋が、道貞との離別の原因であったか否かと短絡的に説くのではなく、そうした和泉式部の行動様式が積み重ねられてゆくことによつて、道貞との関係が切れてゆくと思えるべきであろうか。

また、山中裕氏は、和泉式部と道貞との離別の原因について、次のように述べている。

二人の間柄のもつれば、式部が為尊親王と間柄が深くなったことのみ起因するものでもなかろう。それは、道貞が太皇太后昌子内親王に仕える者であり、昌子内親王は、橘道貞邸で崩御というような関係にありながら、昌子内親王が崩すると、まもなく道貞は、まったく道長の家司のようになってしまった。冷泉天皇一族の中にあって冷泉一家に仕えていた式部にとっては、わが夫道貞が、冷泉天皇一家から道長一族(いいかえれば円融天皇一族)に迎合してしまったことに対して、不満が非常に大きいつつであったのであろう。式部は父母とともに冷泉天皇系に仕えてきた者である。そのおかげで道貞とも結婚できた。ところが、夫道貞の環境がそのように変わってしまったのは、いかんともし難い。(前掲書)

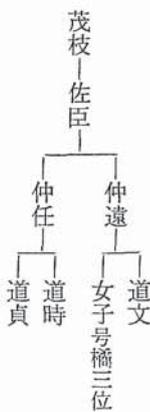
山中氏の説は、従来の離別原因説には見られない新しい提言である。和泉式部を「冷泉天皇系」の人間と見る指摘は示唆に富む。冷泉

天皇昌子とのかかわりから、冷泉天皇系および道長体制という政治のしくみの中で、和泉式部を解く考え方は魅力的である。ただ、時間的にはわずかな差ではあるが、道貞はすでに昌子内親王崩御の前から、すでに道長一族との接触があった。道長と道貞とを結ぶ役割を橋徳子が果たしていたのであろうか。徳子は「橋三位」と号し、一条天皇に近仕した女性である。道貞の閨歴を探るとき、この女性の存在を無視できない（なお、徳子については後述する）。

和泉式部と道貞の閨歴は何年くらいつづいたのであろうか。かりに結婚の年を長徳三年（九九七）とし、敦道親王家に召人として出仕したのが長保五年（一〇〇三）十二月とすると、二人の閨歴はほぼ七年にわたっていたことになる。為尊親王との恋愛期間はさだかでないが、短かい時間であつたらうし、敦道親王との生活も五年足らずであつた。道貞との七年の歳月は和泉式部に何をもちたかは、これまでに先学により説かれてきた。しかし、道貞の閨歴、道貞と和泉式部とのかわりなど、まだいくらか不明の点が存在する。そこで、以下に橋道貞の閨歴を調査し、さらに道貞にかかわる和泉式部の和歌などについて少しく私見を述べてみたい。

二 橋道貞

橋道貞の人物像を探るために、まずその閨歴を略述しておく。道貞の祖は橋諸兄であるが、『尊卑分脈』により、曾祖父からその系図を示す。



なお、「道貞」は「仲任」の子ではなく、「仲遠」の子とする説がある（森田兼吉氏『和泉式部日記論攷第二』「橋道貞との結婚とその破綻」・笠間書院・昭和六十三年九月）。この説を十分尊重しつつ、道貞

の曾祖父からの官職をみると、祖父も父も受領であつた。祖父の佐臣は『尊卑分脈』に「從五位下」「下総守」とあり、父の仲任も「從五位下」「下総守」とある。また兄と思われる道時は「正五位下」「備中守」とあるほか、『小右記』永祚元年（九八九）十二月二十六日の条に「其甲斐守忠貞朝臣辭退、其替被任道時朝臣、若藏人勞歎」とある。また、あるいは道貞を仲遠男とするなら、その兄弟の道文には「近江掾」とある。私の調査では、祖父、父、兄弟に関しては右の程度の官職しか探ることができなかった。道貞はいわばごく平凡な受領の家系にあつたとみてよからう。

次に、『日本紀略』（国史大系）『権記』（史料大成）『小右記』『御堂関白記』（大日本古記録）などの調査から探れる、道貞の閨歴を表示する。

長徳四年（九九八）十月十九日 自今日移宿道貞朝臣宅、（権記）

長徳四年（九九八）十一月三日 依召詣左府、帰宅、与右中弁同車也、日者寄住道貞朝臣二条宅也。（権記）

長保元年（九九九）七月十九日 自内詣左府、此夜半渡坐道貞朝臣宅、是依小君病避所云々、（権記）

依田鶴惱事、渡道貞家、（御堂関白記）

長保元年（九九九）九月二十二日 又仰云、和泉守橋道貞可請權大進、即欲令奏其由者、（小右記）

長保元年（九九九）十二月一日 太皇太后宮昌子内親王崩。年五十五。在位三十五年。

於二權大進橋道貞三条宅二崩給也。（日本紀略）

長保元年（九九九）十二月五日 御惱之間依陰陽家申、避本宮遷御權大進道貞宅、道貞雖為官司、非旧仕之者、依病避宮之間、暫以移住、若有非常、極可不便、先例三宮暫住他家之時、臨時加賞家主、已有其数、若可然可令奏事由、其後不経幾日崩給、（権記）

以頭弁令伝奏事、權大進道貞朝臣可給臨時事、崩給短是是道貞朝臣宅也、御存生間依有氣色所令奏之。（小右記）

長保元年（九九九）十二月七日 亦申道貞朝臣位記可成事、（権記）

長保元年（九九九）十二月十二日 以權大進道貞朝臣左府命云、前宮

七々法事、若有可奉仕之事哉者、（小右記）

長保二年(一〇〇〇) 正月二十日 付和泉守道貞朝臣、(権記)

寛弘元年(一〇〇四) 正月五日 今夜被定和泉守道貞朝臣功過、去年雖定、今年唯読勘解由勘文也、(権記)

寛弘元年(一〇〇四) 二月五日 春日祭使頼通、午時饗座定、給装束、此間以道貞朝臣示案内大将、(御堂関白記)

寛弘元年(一〇〇四) 二月六日 以道貞朝臣、右大将昨日事恐由示送、(御堂関白記)

寛弘元年(一〇〇四) 三月七日 陸奥守道貞朝臣申五ヶ条、(権記)

寛弘元年(一〇〇四) 三月十八日 陸奥守道貞申赴任由、賜盃酌、次有和歌事、賜直装束・野劔・胡籥・弓・馬・鞍等、(御堂関白記)

寛弘元年(一〇〇四) 三月二十一日 道貞朝臣許平緒一条・色革百枚送之、(御堂関白記)

寛弘元年(一〇〇四) 九月二十四日 道貞朝臣所奉馬四疋見之、(御堂関白記)

寛弘元年(一〇〇四) 閏九月十六日 陸奥守道貞朝臣妻子下向、自装束并女騎装束・馬・鞍等、以安隆朝臣送遣、有和歌、(御堂関白記)

寛弘六年(一〇〇九) 八月二十三日 陸奥守濟家罷申、賜女装束・下襲・表袴・馬、(御堂関白記)

寛弘八年(一〇一二) 四月十五日 前陸奥守道貞朝臣、(権記)

長和元年(一〇一二) 五月十八日 実頼の忌日、入礼人々、右衛門督、四位景齊・朝経左中、道貞左中、(小右記)

長和元年(一〇一二) 六月二十九日 昨日虹立皇太后宮、此把殿、資平云、相親左府之人々宅多立之由云々、清通・頼親・故高雅・業遠宅等云々、又云、道貞宅云々、(小右記)

長和二年(一〇一三) 八月二十七日 禊子五十日の儀、折櫃物五十合、尽道長美、惟憲・道貞・頼親・正勝・式光等、各調十合、就中惟・道・頼・三用銀碗、(小右記)

長和四年(一〇一五) 閏六月二十二日 早且参左相府、以道貞朝臣訪申御足事、有子細御報、(小右記)

長和五年(一〇一六) 四月十六日 資業申云、舅道貞今朝死去者、(御

堂関白記

道貞の生年は不明のため、何歳で没したかわからない。右に示した記事から次のことがいえる。

(ア) 現存資料の関係上、道貞の関歴については、長徳四年から長和五年まで探ることができる。彼の人生の後半の約十九年間である。

(イ) 道貞の歴任した官職は、和泉守、太皇太后宮権大進、陸奥守、四位であった。

和泉守の時期については、長保元年九月二十二日(小右記)から長保二年正月二十日(権記)までしかわからない。寛弘元年正月五日は「前和泉守」(権記)とある。「和泉守」については後述するので、

道貞の前任者、後任者について述べておく。前任者は多米国平。長徳元年十月二十五日(類聚符宣抄)から長徳四年十二月十六日(正倉院文書)までの時期はわかる。後任者は藤原脩政。寛弘元年十一月九日(御堂関白記)から寛弘二年四月二十七日(小右記)までの時期はわ

かる。なお、道貞がいつからいつまで和泉守であったか正確な時期は不明である。陸奥守としては寛弘元年三月に赴任する。なお、いつまで陸奥守であったか不明であるが、任期まで勤めたと思われる。

(ウ) 太皇太后宮権大進をつとめたが、「非旧仕者」であった。

(エ) 道長とのかかわりは長保元年からうかがえる。

(オ) 道貞陸奥守赴任に際し、道長はかなり手厚いもてなしをしてい

る。

(カ) 道貞は道長の親近者の一人として見られていたらしい。

長和二年禊子五十日の儀の記事は、その頃の道貞の生活ぶりを伝えている。この記事中、道貞とともに名が見える惟憲は、道長の家司であり、妻の美子は後一条天皇の乳母である。彼は大式をつとめ、財力は豊かであった。また、頼親も源三兄弟(頼光、頼親、頼信)の一人

で、道長に近侍した。これら道長の腹心の部下ともいえる惟憲、頼親

とともに道貞の名が見えることは、その折の道長との関係及び経済状

況がいかであったか推測できる。

(甲) 道貞には和泉式部以外に妻妾があった。

(乙) 藤原資業(父藤原有国、母橘徳子)は道貞を「舅」と呼んでいる。これは道貞と徳子とがきょうだいとする説の根拠の一つにもなっている。

(丙) 道貞の屋敷については、『権記』長徳四年十一月三日の記事に「日者寄住道貞朝臣二条宅也」(行成は道貞の二条宅に寄住していた)とあり、『日本紀略』長保元年十二月一日の記事に「於権大進橘道貞三条宅崩給也」とある。長徳四年当時は二条に、長保元年当時は三条に屋敷があったか。なお、昌子内親王が移る邸は雅致の屋敷とあり(『小右記』長保元年十月十二日)、その後、家主は道貞にかわっている(『日本紀略』長保元年十二月一日)。これについて増田繁夫氏は「雅致が婿の道貞のために、自分の屋敷を道貞の名儀に替えたのではないか」と述べている(『冥き途評伝和泉式部』・世界思想社・一九八七年)。

三 道貞と橘徳子

道貞の閲歴を探る上で、橘徳子(きょうだいであるなら一層)の存在を無視することができない。彼女の夫は参議従二位藤原有国。有国は道長の父兼家から厚遇された(『栄花物語』「さまざまの悦び」)。やがて大宰大貳、参議などをつとめ道長に近侍した。

なお、徳子の父橘仲遠に関してはわずかな資料しか見あたらない。

『日本紀略』に次のような記事がある。

天曆元年(九四七)八月二日 豊前守橘仲遠令_レ奏_二赴任之由_一。有勅給_二纏頭_一。

康保元年(九六四)二月二十五日 散位正五位下橘仲遠講_二日本紀_一。

康保二年(九六五)八月十三日 於_二宜陽殿東庇_一始講_二日本紀_一。以_二橘仲遠_一為_二博士_一。

また、『尊卑分脈』の註記には「播磨守」「従四位上」とある。

さらに『類聚符宣抄』には次のような記事がある。

学生蔭子従六位上橘朝臣仲遠(中略)右大納言藤原朝臣実頼宣_レ勅。件人等宜_レ仰_二式部省_一令_レ奉_二文章生試_一者。天慶四年四月廿七日(以下略)

右からうかがえるように、橘徳子は受領の娘であった。藤原有国の妻となり、夫の榮進は彼女に幸運をもたらしたと見てよからう。やがて一条天皇の乳母となり、「橘三位」とよばれる。受領の娘としては、幸福な生涯を送ったといつてよからう。『御堂関白記』『小右記』『権記』などから探れる彼女の閲歴を次に示す。

長保二年(一〇〇〇)正月二十七日 御乳母橘徳子叙従三位、(権記)
寛弘元年(一〇〇四)十一月十五日 女方橘三位許送童女装束、従中宮賜大藏卿・橘三位勘解由長官室家・源典侍孝説室等舞姫装、(御堂関白記)

寛弘二年(一〇〇五)三月二十七日 今上男一親王_七 御対面、并女一親王着裳日也、(中略)橘徳子理髮、_{御乳母位三品}、(小右記)

寛弘五年(一〇〇八)九月十一日 午剋中宮誕男皇子、仏法之靈驗也、御乳付橘三位、(権記)

寛弘五年(一〇〇八)十月十六日 (土御門第行幸) 陪膳三位徳子、(御堂関白記)

寛弘五年(一〇〇八)十二月二十日 (敦成親王百日の儀) 御陪膳橘三位、_子、(御堂関白記)

寛弘七年(一〇一〇)正月十五日 (敦良親王五十日の儀) 犬宮御五十、申時餅末いる、御渡御給、陪膳橘三位、御奉含給、(御堂関白記)

寛弘七年(一〇一〇)正月十六日 昨日中宮御前橘三位給會司云々、是依昨日陪膳敷、経通朝臣奉仕、(御堂関白記)

寛弘七年(一〇一〇)閏二月六日 (敦良親王百日の儀) 犬時供餅、御奉含給、橘三位陪膳、(御堂関白記)

なお、徳子の生没年は未詳であるが、萩谷朴氏は次のように述べて

いる。

一条天皇の御乳母として権力をふるい、敦成・敦良両親王の御誕生儀に、あれほど表だって活躍していた徳子が、敦良親王の御百日の儀以後、いっさい記録にその名を残していないところを見ると、寛弘七年三月以降、同八年五月以前に、彼女は既にこの世を去っていたのであろう。(『紫式部日記全注釈上巻』・角川書店・昭和四十六年)

徳子の没年は推測する外ないが、彼女の名は、現存資料では敦良親王御百日の儀―寛弘七年閏二月六日―まで確認できる。一条天皇誕生元年―天元三年六月一日―から数えて、三十年の長きにわたって宮仕えをしたことになろう。先述のごとく、後年には一条天皇の御乳母として権勢をふるっていたことが十分にうかがえる。

また、『紫式部日記』の敦成親王誕生の折の記事には次のようである。

御臍の緒は殿のうへ。御乳付は橘の三位。御乳母、もとよりさぶらひ、むつまじう心よいかたとて、大左衛門のおもとつかうまつる。備中の守むねときの朝臣のむすめ、藏人の弁の妻。△日本古典文学全集の本文による▽

「御乳付」という大役をはたす徳子である。また「御乳母」にえらばれたのが(後にも述べるが)道貞の姪の大左衛門である。なお、この記事より前年のこととなるが、『栄花物語』に次のようである。

まことかの押し籠められし有国、この頃宰相までなさせ給へれば、あはれに嬉し。「世はかうこそは」と見思ふ程に、この頃大式辞書奉りたれば、有国をなさせ給へれば、世中はおうこそはあれと見えたり。みかどの御乳母の橘三位の、北の方にていと猛にて下りぬ。(巻四見はてぬ夢)△日本古典文学大系の本文による▽

『栄花物語』によれば、兼家に寵愛されていた有国は、道隆にはうとんじられ、その官位を奪われて「押し籠められ」ていた。それに対して、「粟田殿も大納言殿も、心憂き事におぼし宣はず」とある。道

兼、道長は有国の理解者であったというのである。道隆、道兼の没後、道長に内覧の宣旨が下り(長徳元年三月)、有国も再び時を得る。有国が大宰大式に任ぜられたのは長徳元年十月十八日(尊卑分脈)。

ところで『枕草子』に次のような一節がある。

女こそ、なほわろけれ。内裏わたりに、御乳母は、典侍・三位などになりぬれば、重々しけれど、さりとして、程より過ぎ、何ばかりのことかはある。(第百七十八段)△新潮日本古典集成の本文による▽

徳子は、重々しき三位の御乳母になった。しかも夫有国は、人もうらやむ大式であった。例えば、一条朝における有国について『栄花物語』の次の一節を引く。

有国・惟仲を大殿いみじきものにおぼしめしたり。有国は左中弁、惟仲は右中弁にて、世のおぼえ・才なども、人よりことなる人／＼にて、各この度も加階していみじうめでたし。(巻三さまさまの悦び)

また、『公卿補任』正暦元年の条に次のようである。

永延元七十一右中弁。十月十四日従四下(此日行幸枇杷第。以家司有此賞。)

右によるなら、有国は兼家の家司であったことになる。一条天皇誕生元年の天元三年ころ、有国は兼家の家司であったか未詳である。しかし、そのころ有国は兼家に近侍していたことが十分推測できる。例えば、後年道長の家司であった惟憲、泰通、高雅、清通の妻が後一条天皇、後朱雀天皇の乳母となったように、恐らく有国の妻徳子も、一条天皇の乳母となったのであろう。なお、『大鏡』に一条天皇は「兼家のおとどの東三条の家にて生れさせたまふ」(日本古典文学全集の本文による)とある。この天元三年当時、有国は従五位上、石見守、三十八歳(『尊卑分脈』『公卿補佐』)であった。この年、徳子是一条天皇の乳母になり、やがて「重々しき三位」の御乳母になる。しかも夫有国は官位も栄進し大式であった。例えば、一条朝における有国に

ついでの評価として次の一節を引く。

時の人を得たること、またここに盛となせり。親王には後中書王、上宰には左相・儀同三司、九卿には右將軍実資・右金吾齊信・左金吾公任・源納言俊賢・拾遺納言行成・左大丞扶義・平納言惟仲・霜台相公有国等の輩、朝には廊廟に抗議し、夕には風月に預参したり。(『統本朝往生伝』) 八日本思想大系の本文による

有国が活躍した時代から約百年後の記述であるが、「九卿」の一人に数えられておることは有国の位置の重さが十分に推測できる。

つまり、和泉式部は橘三位のことを十分に知っていたはずである。昌子内親王家とのかかわりから、式部と道貞とが結ばれたとするなら、その折徳子はすでに一条天皇の御乳母であった。また、『紫式部日記』敦成親王誕生記の一節を先に引いたが、そこに名が見える「大左衛門」は徳子のいとこ道時(道貞の兄弟か)の娘であろうか。『紫式部日記』には「備中の守むねときの朝臣のむすめ」とあるが、「むねとき」は「諸本『備中守むねとき』とあるが『道時』の誤りか」(『日本古典文学全集』『紫式部日記』一七五ページ頭注)とされる。この大左衛門の夫は『紫式部日記』にもあるように、藏人の弁藤原広業。広業も『紫式部日記』「御湯殿の儀」に「文読む博士、藏人の弁広業、高欄のもとに立ちて、史記一卷を読む」とある。広業の父は有国で、母は越前守斯成女(『尊卑分脈』)である。大左衛門は敦成親王の乳母となった。敦成親王誕生の晴れの儀に広業、大左衛門夫婦は参加した。同じく『紫式部日記』の敦成親王五日の御産養の記に名が見える「小左衛門」はその妹である。彼女達が出仕したのは、恐らく徳子の推挙によるものであろう。橘氏一族にとって徳子は重要な人物であったと思われる。なお、徳子の甥橘為義(道文男)も道長の家司をつとめた。為義の妻大江清通女も敦成親王の乳母であった。推測であるが、為義と道長とを結ぶ役割を徳子がはたしていたのであろうか。また大江清通女が乳母になったのも、徳子がかかわっていたかも知れない。

ところで、先述の『御堂関白記』長和五年四月十六日の条「資業申云、舅道貞今朝死去者」にある「舅」は、「妻の父」か「母の兄弟」か不明であるが、先述の通りこの記述も留意する必要がある。資業の母徳子のいここにあたる道貞を「舅」といったのか、あるいは資業の妻が道貞の娘であったのか、または森田氏説のごとく道貞は徳子のきょうだいであったのか。いずれとも決めがたい。「舅」には「①をぢ。母の兄弟。②しうと。よめから呼ぶ。夫の父。③妻の父。④妻の兄弟。」などの意がある(『大漢和辞典』)。なお、『御堂関白記』の四月十七日の条に「按察大納言以経頼令申左衛門権佐資業申親服由」とある。この「親服」を「妻の父親の服」と解するなら、道貞の娘が資業の妻になっていくことになる。長和五年、資業二十九歳である。もし右の仮説をおしすすめるならば、資業にとって道貞は、妻の親であり、叔父であったといえるかも知れないが、これは推測にとどめておきたい。

また、『赤染衛門集』(榊原家本)に次のような贈答歌がある。

一条院にさふらひし左京の命婦、いつみのかみのめにてくたる

かいひたる

一八七 都路の心もしるくしほりして 君たにあるとおもふみち哉

返し

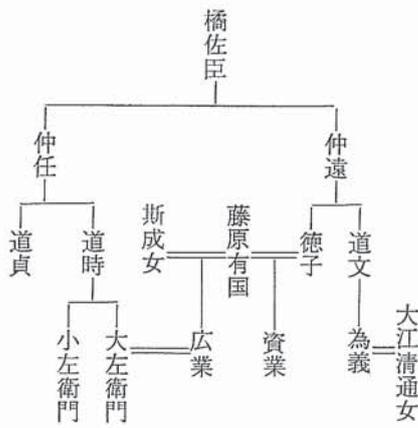
一八八 しほるともたれかおもひし山みちに 君しも跡を尋けるかな八私

家集大成中古Ⅱの本文による

右の詞書にある「一条院にさふらひし左京の命婦」が、道貞の妻妾の一人であったという考え方があろう。伊井春樹氏はこの「左京の命婦」を道貞の妻と積極的に説く(「公任と和泉式部」『平安文学論究第一輯』・風間書房・昭和五十九年)。伊井氏は、「道貞は解任後も和泉守と呼ばれていること」などから、右の贈答は左京命婦陸奥下向の折のものとして推測する。なお、赤染衛門の夫大江匡衡が尾張権守になったのは長保三年(一〇〇一)一月二十四日。赤染衛門が夫の任国に赴いたのはその年の七月上旬か(『後拾遺集』巻九羈旅・五一)。道貞の妻

が陸奥へ下向したのは寛弘元年（一〇〇三）閏九月（『御堂関白記』）。もともと、一条天皇の治世は寛和二年（九八六）から寛弘八年（一〇一〇）までで、この間、和泉守でその名のわかる者は、藤原時明、多米国平、橘道貞、藤原脩政。一方、『紫式部日記』にみえる「左京」「左京の命婦」は、はやくから藤原脩政の妻かといわれ、萩谷朴氏もこの考えを肯定している（『紫式部日記全注釈上巻』・角川書店・昭和四十六年）。つまり、一条院女房左京命婦は脩政の妻という可能性もあり、道貞の妻であるという確証はない。しかし、森田兼吉氏も『赤染衛門集』を援用して、左京を道貞妻とする（『和泉式部日記論攷第二』「橘道貞との結婚とその破綻」）。なお先述の『御堂関白記』寛弘六年八月二十三日の条に「陸奥守濟家罷申」とある。『紫式部日記』土御門邸行幸の記に見える「左京の命婦」が、もし道貞の妻としても、寛弘元年閏九月に陸奥へ下向し、寛弘五年にはすでに京に在住していたことになる。道貞帰京の時期は不明であるが、左京は道貞よりも早く帰京したのか。疑問は残るが、徳子、道貞、左京という線で考えるなら、左京は道貞妻という可能性はあながち否定できない。

なお、右に述べた橘徳子にかかわる人々の関係系図を次に示しておく。



ところで、山中裕氏の説かれるように道貞は道長一族に接近してゆく。それが和泉式部との不和の一因となったか否かの問題はさておくとして、これは当時の官人の生き方としては当然のことであつたらう。むしろ、受領としては道長に近侍できて幸運であつたと見ることでできよう。道貞の祖父、父の閨歴がほとんど未詳であるが、道貞については『御堂関白記』などから、わずかながらもその行動を探ることができた。道貞について述べてきたことを次に整理しておく。

まず、道貞は、長保元年（九九九）ころから道長との接近ぶりがあるが、寛弘元年（一〇〇四）ころには近侍していたらしい。長和元年（一〇一三）ころには道長の親近者の一人と見られていたらしい。そのころにはかなりの財力を蓄えていたらしい。

また、道貞と道長とを結ぶ位置に、いとこの徳子がいたのではない。また、道貞は橘氏一族にとってはきわめて重要な女性であつた。

以上のように、橘道貞は平均的な王朝の受領といふことができる。もっとも平均的というのは曖昧な表現であつて、橘氏という氏族の間としては、祖父、父よりも官位は昇進し、その任国にもめぐまれていた。それは恐らく道長に近侍し得たということによるものであろう。と同時に、道貞が道長の信頼を得るに足る官人であつたということでもある。和泉式部と道貞との離別が決定的となつた時期を推測するのはむずかしいが、和泉式部が敦道親王邸に招かれた長保五年（一〇〇三）のその翌年、寛弘元年、道貞は陸奥守に赴任する。これは官人道貞の地位を確立するための旅立ちとなつた。やがて寛弘五年敦成親王誕生、寛弘六年敦良親王誕生と道長体制は揺ぎないものになつてゆく。道貞はその道長体制の中で榮進をはたした橘氏の官人であつた。

四 道貞とかかわる和歌

和泉式部と橘道貞二人にかかわる和歌については、すでに先学によりそのほとんどが説き明かされている。もはや小論で採り上げる余地

はないが、二人のかかわりを考える上で、その和歌の問題は避けて通ることができない。以下に、道貞と関係があると思われる和歌を例示する。

①『和泉式部集』と『公任集』とにある和歌

『公任集』（書陵部蔵本）二九番歌から三六番歌までは、帥宮、公任、和泉式部三者の詠歌からなる著名な歌群であり、一方、『和泉式部集』（榊原家本）にも九八番歌から一〇五番歌まで同じ和歌が配列されている。その後半にある和泉式部集一〇五、一〇六番歌（一〇六番歌は公任集にない）が道貞にかかわる。『和泉式部集』、『公任集』にある右の歌群を示す。

（和泉式部集）

いづれのみやにかおほしけむ、白河院まるもるともにおはして、かくかきていゑもりにとらせておほしぬ
穴 われかなは花ぬす人とたゝはたてたゝ一枝はをりてかへらむ
日ころみておりて、さへもんのかみ返し

穴 山里のぬしにしられておる人は花をも名をしまさりけりとあるふみをつけたる花の、いとおもしろきを、まるかくちすさひにうちいひし
一〇 おる人のそれなるからにあちきなくみし山里の花のかそする
さへもんのかみの返事、又宮せさせ給
一〇一 しられぬそかひなかりけるあ

（公任集）

そちの宮、花みにしら川におはして
元 われか名は花ぬす人とたゝはたてたゝ一枝はおりてかへらんとありければ
三 山里のぬしにしらせておる人は花をも名をしまさりけり
また、宮より

三 しられぬそかひなかりけるあかさりし花にかへてし名をはおしまし
かへし
三 人しれぬ心のほとをしりぬれは花のあたりに春はすまさん
花をも名をもときくにたまへりけるおほん返りにつけて、みちさためなきこえける
三 おる人のそれなるからにあち

かさりし花にかへつる身をはをします

又さゑもんのかみ

一〇二 人しれぬ心のうちをしりぬれば花のありに春はすくとも

一日御ふみつけたりし花をみて、まるなんさいひしと人のかたりければ、かくそのたまひし

一〇三 するらめやその山里の花の香はなへての袖にかへりやはする

返し

一〇四 しられしとそこらかすみのへたてゝに尋て花の色を見てしを

又さゑもんのかみ、みちのくのかみのくたりしころ、それのうちそへたることゝそみし

一〇五 今更にかすみのとつる白河の関をしめてはたつぬへしやは

まろかへし

一〇六 ゆく春のとめまほしきに白川の関をたえぬる身ともなる哉（私家集大成中古Ⅱの本文による）

この贈答は寛弘元年春のもので、花の盛りに交わされた。『日本暦日原典』によると、寛弘元年三月一日はユリウス暦では三月二十四日。恐らく、帥宮は三月の花の盛りに白河院に赴いたのであろう。道貞の陸奥国への赴任は三月十六日。『公任集』の三三番歌詞書「みちさため」及び五〇九番歌詞書「めのしきふ」という表記をそのまま読み取ってよいか問題はあがるが、この頃の道貞と和泉式部との関係が奈

きなくみし山里の花のかそする

返し

三 するらめやその山さとの花のかのなへての袖にうつりやはする

また、きこえたりける

三 しらせしと空に霞のへたてしを尋ねて花の色もみて[]をかへし

三 今さらに霞とちたるしら川の関をしめては尋ぬへしやは

みちさたかみちの国にくたるに、めのしきふかやりける歌をきゝ給て

五九 今更に霞へたつる白川の関ををしめて尋ぬへしやは（私家集大成中古Ⅱの本文による）

辺にあったか推測してよからうか。勿論、『公任集』という家集の表記であるからこれは確かな証拠にならない。ただ、『公任集』の詞書に他にも次のような例がある。

せきみの少将、春のつかひし給て、かへり給ひ、いみしうきりの立ければ、これより大殿に

三三 三笠山かすかの原の朝霧にかへりたつらんけさをこそ思へ

「せきみの少将」は教通である。「二条前太政大臣の少将におはしける時」ではない表記法である。その出来事の時点における身分で呼ばれている。これとは事情を異にするが次のような例もある。

みちの国のかみさねかたくたるにしくらやるとて

三五 あつまちの木のしたくらに見えゆかは都の月を恋さらめやは

ありくにの大武のつくしへくたるに

三七 別よりまさりておしき命哉君にふたゝひあはんと思へは

右はいずれも実方が陸奥へ、有国が九国へ下向する際の和歌である。実方は他では「さねかたの中将」(六〇、四七〇)、有国は「ありくに」(一二四)と表記されている。実方も、有国もその時の状況に応じた呼名である。本来は「さねかたの中将」であろうが、ここは陸奥国下向という事件を語ることから「みちの国のかみさねかた」となったのであろう。有国の例も同様で、大武となって赴任することを説明するために右のような呼名となったのであろう。

「みちさため」は右三例と同様の事情ではない。「みちさため」と記されているから、寛弘元年春のころ、公任(もしくはこの歌群の編集者)は和泉式部を道貞妻と見ていたと即断するのではないが、この呼名は、道貞陸奥守赴任時における帥宮、和泉式部、道貞三者のかかわりあいを暗示しておりきわめて興味深い。

②『和泉式部集』と『赤染衛門集』とにある和歌

和泉式部と道貞の離別が決定的となった折の和歌が、『和泉式部集』と『赤染衛門集』とに重出する。

(和泉式部集)

みちさたざりてのち、帥の宮に参ぬと聞て 赤染衛門

三三 うつろはてしはししのたの森をみよかへりもそする葛のうら風

返し

三五 秋風はすこく吹とも葛のはのうらみかほにはみえしとそおもふ

あかそめかもとより

一八 ゆく人もとまるもいかに思らんわかれてのちのまたのわかれを

さりたるをとこのとをきくにへゆくを、いかゞきくといふ人に

一三 わかれてもおなし宮にありしかはいとこのたひの心ちやはせし

(私家集大成中古Ⅱの本文による)

(赤染衛門集)

いつみしきふとみちさたと、なかつかひて、そちのみやにまいると聞てやりし

一八 うつろはてしはししのたの森を見よ帰りもそする葛のうら風

返し、しきふ

一三 秋風はすこく吹とも葛のはのうらみかほには見えしとそ思

みちさたみちのくにゝなりぬと聞て、いつみしきふにやりし

一三 行人もとまるもいかに思ふらん別てのちのまたのわかれは返し、しきふ

一四 別てもおなしみやにありしかはいとこのたひの心ちやはせし

『和泉式部集』一八二番歌と一八三番歌は、赤染衛門と和泉式部の贈答という形式ではない。しかし『赤染衛門集』一八三番歌と一八四番歌が二人の贈答形式で伝えられていることから、恐らくこの二首は道貞と和泉式部別離の折のものと判断してよからう。和泉式部の詠「わかれても」を、そのまま素直に読むならば、和泉式部の道貞への思いは完全に断ち切れていないような印象を受ける。道貞とははっきり「別れて」いる。しかし同じ都の空の下にともに生活しているならば……と、赤染衛門に返している。

さらに『赤染衛門集』には赤染衛門と道貞との贈答が見られる。

みちさたきたるとて、みちなれば、おほりにきて、物かたりなとして、かくはるかにまかる事の心ほそき事なといひてかへり

ぬるに、さるへき物などやる

一五 こゝをたゞ行かたのとはおもはなんこれよりみちのおくとをく共

返し、みちさた

一六 いさゝらはなるみの浦に家あせんいはるかなるすゑの松とも

右の贈答から、道貞と赤染衛門の間柄がうかがえる。赤染衛門は道長家(倫子)に仕えており、道長の腹心とも目される道貞と親しかったのであろうか。

なお、道貞の和歌「いさゝらは」は、私見では、現存する道貞の和歌の稀少例である。

③『和泉式部集』にある和歌

(ア) みちのくにのかみにてたつをきよて

八三 もろ友にたゞまし物をみちのくの衣の関をよそにきく哉

詞書によるなら、道貞が陸奥守となって任地に立出するころの詠歌となる。「もろ友にたゞまし物を」から、道貞との離別の時期から、心理的にもあまりへだたっていない折の作と推測できる。

なお、『玄玄集』にも次のように収載されている。

道貞みちのくにへ下ると聞きて、おくりける

二三 もろともにたたましものをみちのくのころものせきをよそにきく

かな 八新編国歌大観第二巻の本文による

(イ) また、いつみのかみみちさたかめのくたるひ、わかたたるおな

しひなりければ

三三 中／＼におのかふなてのたひしもそ昨日のふちをせともしりぬる

右は、さらに次のように重出する。

もろともにおの中へなといひしおとこ、さりて、こと女をあてい

くときよて

七四 中／＼にをのれふなつるひしもそ昨日のふちをさともしりぬれ

二五八番歌で読む場合、その詞書の扱いが問題となる。まず詞書の表現通りに解すると、道貞が和泉国に下向する時期は長保年間である。その折、和泉式部も舟に乗り都を離れたのであろう。次に、道貞

が陸奥国へ下向する際、前官のまま「和泉守」と呼んだと解することもできよう。しかし、寛弘元年閏九月、恐らく和泉式部は帥官邸にあったらう。帥宮との生活の最中に都を離れ、なおかつ右のような詠出が可能であったのか。さらに、この歌は道貞が寛弘七年ごろ和泉守に再任された時のものと考えられたりした。しかし、現存資料から見ると、道貞は寛弘元年陸奥守になって後、地方官には任ぜられていない。結局、二五八番歌は、道貞和泉守時代のもので、和泉式部以外の道貞の妻が夫のもとに下向する日の詠であらう。その点、七四〇番歌の詞書のほうが理解しやすい。ただ、この詞書だけで読むなら道貞とかわるものと断定しかねる。

(ウ) なからのしをみて

六四 ありけりとはしはみれともかひそなき舟なからにてわたると思へ

は

水のほとりに、千とりのたゞひとつたてをみて

六五 ともをなみかはせにのみそたちあけるもうちとりとはたれかいひ

けん

あしおほくつみあけたる舟にいきあひて

六六 あしわくる程にきにけりたつ浪のをとにきよてしこやなにはかた

しほみちぬとてふね出す所

六七 をのれたゞみちくるしほもありけるを思人こそわれはふなつる

くるまかはにて

六八 くるまかはいふなやなとてなけれけんをそろしけにもみえぬ渡を

あみひかせてみるに、あみひく人ともいとくるしけなれば

六九 あみた仏といふにもいほはすくはれぬこやたすくとはたとひ成ら

ん

風にさはりて舟とよめたる所に、かひひろひてもてきたるをみて

七〇 みる人もなききにをれはかひなしとおもはぬあまのしわざ成へし

そこに風にさはりて、ひころありけるに

七一 あみのめに風もとまらぬうらにきてあまならなくなかあつる哉

かりやしてはまつらにふしてきけは、都鳥なく

空二事とはありのまに／＼宮こ鳥都の事をわれにきかせよ

いもねられぬまゝにさくれは、きぬのぬれたるもあはれなり

空三 浅茅生にやとる露のみをきみつゝ虫のねられぬ草枕哉

さくら井こゆる日

空四 こえくれはたちなりけりさくらみとなのみそ高き所。ける

右に見るように、撰津の歌枕が詠み込まれた三首を含む。これら十
一首は一つの歌群と見てよからう。特に六七二番歌は『後拾遺集』

「巻九歸旅」に収められ、その詞書は「いづみにくだりはべりける
に、よるみやこどりのほのかになきければよみ侍ける」(新編国歌大観
の本文による)とある。これを一つの傍証として、さらに詞書、歌材、

詠みぶりから推測して、道貞の和泉守時代、和泉式部自身も道貞の任
国和泉に赴いた、その折の詠歌群と見てよからう。

④『和泉式部集(続集)』にある和歌

(ア) 奥陸国へいひやる

八 たかかりしなみによそへてその国にありてふ山をいかにみるらむ

(イ) 陸奥と云所よりきたるおとこの、まつ人のもとへはいかて、ほ
かよりかへるを聞いて、たひのきぬなとして、やるとて、女のよ
ませし

空三 旅衣きてもかはかりつらけれどたちかへりことおもふへきかな

(ウ) 和泉と云所へいきたるおとこの許より、さのうらといふとこ
ろなむ、こゝにありけりときゝたりや、といひたるに

空四 いつみてかつけすはしらんあつまちと聞こそわたれさのゝ舟橋

右の三首は、道貞陸奥守、和泉守時代のものと推測できる(小松登
美氏『和泉式部集全釈続集』・笠間書院・昭和五十二年)。もっと

も、それは可能性の問題であって、陸奥、和泉に行った別の男性と見
ることもできる。特に(イ)は詞書の意味内容を理解しがたい。もし、(ウ)
は道貞に送ったものとする、和泉式部は帥宮邸入りした後、道貞
と文を交わしていたことになる。

さらに、久保木哲夫氏は、従来『続集』四一七番歌の詞書と歌との

関係が不明確であった箇所、新たに『伝行成筆和泉式部続集切』を
探りあて、その本文を整えられた(「伝行成筆和泉式部続集切とその
性格」『国文学言語と文芸』第一〇二号・昭和六十三年二月)。それ
を次に示す。

(ア) よそ／＼になりたるをとこのとほきところよりきたるをいかゞき
くと人のとひたるに

きたりともよそにこそきけからころもそのしたかひのいまはつま
かは
よふけていづる人に

四七 さよなかにいそぎもゆくか秋のよのありあけの月はなのみなりけ
り

〔内〕が新たに紹介された断簡により整えられた部分

榊原家蔵本の本文では、詞書と歌とが内容的にあわなかったのを、
右のように見事に解決された。そして久保木氏は『きたりとも』の
歌はおそらく前夫道貞が陸奥守から帰京した折のもので、たとえそれ
が彼女の本心ではなく、強がりであったとしても、当時の心境を知る
上できわめて貴重なものと言えよう」と述べている。

なお、吉田幸一氏は『和泉式部集』にある「百首歌」の何首かにつ
いて、道貞との恋愛体験にもとづくものと見ている(「和泉式部」『和
歌文学講座6』・桜楓社・昭和四十五年)。しかし、詠歌内容から和泉
式部と道貞との関係から詠まれたものという推測であって、確証はな
い。そのほか、吉田氏が指摘された例のうち、『和泉式部集(続集)』
にある

おとこのもとに、女の返事のふたつみつあるを見て、やる

空三 はし／＼をとふみかくふみふみみれはたゝ身のうきにわたす成け
り
なども、その詞書の内容から推測して、道貞とかかわるものである

う。

また、上村悦子氏は、早くから与謝野晶子(『和泉式部全集』解題・日本古典全集・昭和二年)が指摘した

いさらゑする事ありて、おとこのいゑをさるとて、つねにするまくらにかきつくる

二〇〇かはりみんちりはかりたにしのはしなあれたるとこの枕みるともに加えて、つづいてある二〇一番歌から二〇五番歌までも、道貞、和泉の破鏡期のころの詠と見ている(『和泉式部考』『王朝女流作家の研究』・笠間書院・昭和五十年)。確かに二〇〇番歌はその詞書から見ても道貞とかわる可能性はある。しかし二〇一番歌以下は詞書(例えば「つらき心ありし人か、あなかよききてをともせぬ」二〇一番)から見ても、必ずしも道貞とかわると断定できない。「つらき心ありし人」は道貞以外の男性の可能性もある。

以上、道貞とかわる和歌についてその例を示したが、問題点を整理しておきたい。

公任、赤染衛門との贈答歌については、帥宮との生活―帥宮への思い―が進行してゆく過程における和泉式部の心的状況を示しており興味深い。特に公任への返歌「行く春のとめまほしき」には、和泉式部の道貞への未練心がうかがえる。しかし、それは未練というよりも、公任からことばをかけられ、去った(離別した)はずの道貞のことが想起され、それをことばの上の問題として返したとも考えられる。時は晩春、場所は白川。そうした条件をたくみに詠み込んだ返歌とみてよからうか。

また赤染衛門との贈答に関しても、表現の面からは和泉式部の道貞への思いがうかがえる。しかし、ここは相手が赤染衛門であるということも考慮に入れておく必要があるか。赤染衛門、和泉式部ともにその生年は未詳であるが、上村悦子氏の説に従うと―赤染衛門の生年は天徳元年(九五七)△『赤染衛門』・新典社・昭和五十九年▽、和泉式部の生年は貞元元年(九七六)△『和泉式部考』前掲書▽―二人の年

齢差は十九歳。同じ一族の、しかも当代を代表する女流歌人から「うつろはでしばししのだの森を見よ」とことばをかけられた。それに対して、わが心は帥宮にすであつたにしても「恨み顔には見えじ」に返す。もっとも、和泉式部の心の中を探ることもさることながら、右の贈答歌の詞書が問題で、これをそのまま素直に読むと、道貞のほうと和泉式部を捨てたということになる。例えば、『玄玄集』に右の和歌「うつろはで」は収められ、詞書は「式部、みちさだにわすられて、程もなく、一宮にまゐるとききて、和泉のかみなりしころ」(新編国歌大観の本文による)とあり、『新古今集』「卷十八雑下」には「和泉式部、みちさだにわすられて後、ほどなく、敦道親王かよふとききてつかはしける」(新編国歌大観の本文による)とある。『玄玄集』『新古今集』の詞書は何を資料にしたものかさだかでないが、かりに『赤染衛門集』から『玄玄集』『新古今集』へという過程で考えてみると、『赤染衛門集』では和泉式部と道貞とが不和になってとあり、それが『玄玄集』では和泉式部が道貞に忘れられたとなる。『新古今集』は『玄玄集』の内容をさらに明確に説明する述べ方になる。『玄玄集』のよる表現になる理由として、赤染衛門と和泉式部の贈答歌が原因しているのかも知れない。赤染衛門の「しのだの森を見よ」ということばに対する和泉式部の「恨み顔には見えじ」という返事は、二人の不和の原因はむしろ道貞の側にあるという詠みぶりである。しかし、道貞のことば(言いぶん)が見当らない現在、真意のほどは不明とせざるを得ない。

なお、赤染衛門と和泉式部の贈答「うつろはで」「秋風は」は、和泉と道貞との不和が世間に知られるようになってからのものである。というより、『赤染衛門集』の詞書によれば、和泉式部が帥宮邸入りした後のものといえよう。『和泉式部日記』によれば、和泉式部の宮邸入りは長保五年十二月十八日であるから、赤染と和泉との贈答は、翌年寛弘元年の春ころのものであろうか。ところが、赤染の贈答には「葛のうら風」が詠まれ、和泉の返歌には「秋風」が詠まれて

いる。赤染の「葛のうら風」の「風」はいつの「風」なのか。一般的には「秋風」が連想されることである。例えば『後拾遺集』「巻四秋上」に「あさちはらたままくずのうら風のうらがなしかるあきはきにけり・恵慶法師」、『新古今集』「巻五秋下」に「ひとりねやいとどさびしきさをしかの朝ふす小野の葛のうら風・藤原頭綱」などがある。また、「葛の葉」は本来「秋風」と詠まれることが多い歌語である。なお、増田繁夫氏はこの贈答を長保五年秋ごろのものと見ている（『冥き道・評伝和泉式部』）。また、森田兼吉氏も同様の見解を述べている（『和泉式部日記論攷第二』「少女時代」）。しかし、この贈答を長保五年秋ごろのものとする、と、『和泉式部日記』をどう読むのかという問題に発展する。『赤染衛門集』『和泉式部集』の詞書は、「そちのみやにまいると聞て」「帥の宮に参ぬ」とある。「そちのみやいづみしきぶにかよふとききて」ならともかくである。『和泉式部日記』に虚構がないとするなら、赤染の歌は寛弘元年秋のものとするのが自然である。しかし、「しのだの森」という歌枕の扱いが問題になる。道貞はずでに陸奥守になっているが、和泉国の歌枕で、かつて和泉守であった道貞を暗示したのであるうか。あるいは、赤染と和泉との贈答は「秋」にこだわる必要がないのか。二人の贈答は『新古今集』「巻十八雑下」に収められている。赤染は「葛のうら風」という歌語を長保五年冬か寛弘元年春に使った。和泉の返歌も、ことばの上から「秋風はすごく吹くとも」と導かれてきたのであろうか。それとも『赤染衛門集』『和泉式部集』の「そちのみやにまいる」という表現にこだわらなければならないのか。もし、そのように読むなら問題は無いが、しかし疑問を投げかける贈答ではある。

次に、赤染衛門の贈歌「行く人もとまるもいかに思ふらん別れてのちのまたの別れは」は、そのたずね方も道貞、和泉式部の両者をおもんばかっている。赤染衛門に「別れてのちのまたの別れは」と問われ、思わず和泉式部はわが心の中を「同じ部にありしかば」と詠出する。赤染衛門の問いかけに対して、和泉式部は素直に別れのつらさを

詠じている。これも相手が赤染衛門であるということ考慮に入れておく必要があるうか。和泉式部の道貞への未練というものはなく、寛弘元年春ごろ、帥宮との生活がはじまりながらも、道貞のことを問われ、思わず去り行く男への思いがことばとなったものであろう。和泉式部の意識の中に、帥宮と道貞という二人の男性が共存していたというのではない。しかし、赤染衛門に道貞のことを言われ、それを無視しえなかった和泉式部である。微妙な意識のたゆたいをうかがわせる一首である。

さらに、摂津、和泉紀行ともいべき歌群は、道貞和泉守時代の詠歌群であろうか。この旅は歌人としての和泉式部に外界との接触の機会をもたらした貴重な体験であった。例えば、この詠歌群のうちで、六六四番歌では長柄の橋を見ただけでも舟で川を渡る体験を、六六五番歌では千鳥がたった一羽でいる姿を、六六六番歌では難波潟で蘆を沢山積み上げた舟との出会いを、六六八番歌では車川を実際に見た感想を、六六九番歌、六七〇番歌では働く人々を見ての感想をそれぞれ詠じている。この歌群は現実体験にもとづくものではなく、あるいは絵などを見ての詠ともみることができようか。しかし、六七一番歌の詞書「そこに、風に障りて日頃ありけるに」、六七二番歌の詞書「仮屋して」、六七四番歌の詞書「桜井越ゆる日」などは、旅という実体験に裏づけられた表現とみてよからう。なかでも、六六七番歌「思ふ人こそ我は舟づる」は、「思ふ人」を直接に道貞を指すと見てよい。否かは別にしても、ここにはある種の心のはずみさえうかがえる。摂津、和泉紀行は、後年の丹後時代の詠歌に比して、全体に明るい調べが漂っている。この詠歌群の時期はさだかでないが、道貞の和泉守時代、それも初期のころとすると、長保の初年ころであらうか。このころ、道貞との仲は平穩であったか。あるいは旅中にある解放感にひたっていたのか。いずれにしても、摂津、和泉紀行は歌人と和泉式部にとって新鮮な体験であったらしい。この紀行での十一首は、晴れやらぬ境涯からの詠出とは趣を異にする詠歌群とみてよからう。

『統集』に収められている「奥陸国へいひやる」という詞書による八番歌「たかかりし」が、道貞の許に送られたものとすると、和泉と道貞とのかわりの不思議さを感じざるを得ない。同じく『統集』三九三番歌や、また久保木氏指摘の「統集切」なども道貞にかかわるとすると、世間では依然として、和泉と道貞とのことに関心を寄せていたということになろう。

道貞とかかわる和歌は、すでに先学により指摘されている通りまだ数多くあろう。確証が乏しい現在、とりあえず右の例をあげるにとどめておきたい。

五 おわりに

和泉式部と橘道貞との結婚生活について少しく考えてきた小論を終えるにあたり、いくつかのまとめをおきたい。

まず、道貞はその家格、身分からみて和泉式部にふさわしい相手であった。官人としての道貞はかなり有能であった。特に、藤原氏ではない橘氏の人間が、道長一族に接近し、その官位は祖父、父よりも昇進した。それは道貞自身の能力にもよるものであろうが、徳子の存在は無視できない。徳子の推薦によるのであろう、一族の娘たちも彰子に仕えている。道貞の道長一族（円融天皇一族）への接近、迎合が和泉式部の不満をつのらせたという考え方は示唆に富む。しかし、一条天皇乳母橘徳子の存在を熟知していた。道貞と結婚する以前に徳子は一条天皇乳母であった。夫有国の影響もあろうが、徳子は橘氏一族の人々の榮進に深くかかわっていたらしい。橘氏にあって徳子の存在はきわめて重い。それに、『和泉式部集』『公任集』『赤染衛門集』などからみると、和泉式部と道貞との関係は、道貞の道長への接近以後もつづいていたと推測できる。そして、和泉式部は道貞と離別後、六、七年経過し（敦道親王死後、二、三年経過し）て、道貞よりもさらに道長に近侍している藤原保昌と再婚する。もはや完全に道長体制に組み込まれてしまうということになろうが、和泉式部にそういう意識が

あったか否かはやはり推測するしかない。それはともかく、再度、官人の妻として生きつづける和泉式部の生活者としてのありようも興味深い。

次に、道貞との離別については、「私家集」にしかその原因を探るものが見当たらない。先述の通り、『赤染衛門集』などによると、道貞の側から離れていったかと読めるが、その詞書を資料とすることにはためらいをおぼえる。まして詠歌内容からその原因を探ることはさらに困難である。強いてその原因を求めらば、いくつかの推測は可能であって、例えば帥宮との関係から考えるならば、和泉式部の意識の底には高貴なるものへの強いあこがれがあったらうか。しかし、一つのことだけが原因ではなく、いくつかの要素がからみ合い、そしてある一つの事件が決定的な契機となったのであろうか。原因は和泉の側にあるのか、道貞の側にあるのか。恐らく、女の、男の、ことば、心、行動のありようが行き違いを生み、結局は二人の男女は離れ離れになって行くのであろう。所詮は男女の仲、和泉式部と道貞との離別の原因は奈辺にあるのかさだかでない。その離別の時期についても、これも「私家集」にしかその資料が見当たらない現在、推測する外はない。『和泉式部集』『公任集』『赤染衛門集』の詞書によるならば、内情はわからないが、世間体には、長保五年（一〇〇三）ころまで和泉式部は「みちさだめ」であったのか。というより、和泉式部が帥宮との関係が生じ、それで「みちさだめ」ではなくなったというのではない。世間では、道貞が陸奥守になった後までも、和泉と道貞とのかわりを見ているようである。

第三に、歌人和泉式部にとって道貞とのかかわりあいは、やはりかけがえないものをもたらしたといつてよからう。例えば、和泉式部の恋歌のいずれかが道貞とかかわるか一首一首指摘することは困難であるが、道貞との出会いと離別は、恋愛歌人としての和泉式部を大きく成長させた。また、道貞が和泉守であったことから、都のうちにあっては詠むことのできない世界を見聞することができた。前述の撰

津、和泉紀行ともいえる歌群の存在などから推測して、歌境の拡大がうかがえる。

帥宮という男性との出会い―『和泉式部日記』の世界の構築―の段階に、道貞との生活があったということ。そして、「和泉式部」という呼名が付けられたということ。道長に近侍した有能な官人との結婚生活、それは和泉式部の家格から見ても十分ならしぶりであったろう。しかし、和泉式部は帥宮邸に招き入れられる。道貞との離別後の和泉式部の生き方から見て、道貞との生活がいかであったか推測もいろいろ可能であろう。それにしても現在残されている道貞関係の資料は乏しい。結局、先学の指摘にもとづく調査によることのみ多く、新しい発見のなかったことを恥じつつ筆を擱く。